

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○様式

様式の指定はありませんが、御社で通常使用されている見積書にて提出して下さい。

なお、法人名又は商号、所在地、代表者氏名、押印及び見積額は必須記載事項となっております。

また、揭示番号を必ず右肩に記載してください。（見積公告別紙揭示番号参照）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・ 見積書をご提出いただく際に、見積書等に必須記載事項と必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

（落札した場合は、後日原本を提出してください。）

※番号誤りが多くなっております。特に「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

【必要記入事項】

① 公告日（5月21日）、案件名

※なお、案件名については、別紙「案件名称」を記載してください。

② 法人名又は商号、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び担当者名

※通常使用されている見積書に記載のない部分は、送信票等に適宜お書き添えください。

○見積書提出前に見積書の見積額の記載内容について、再度ご確認をお願いします。

・ 天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・ 辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和7年6月3日（火）午前11時まで（必着）

※見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決 定 日 令和7年6月5日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

見積書提出に関する連絡先：日本年金機構本部調達管理部契約グループ 榎本・田村

電 話：03-6892-0722

仕様書の内容に関する連絡先：仕様書に記載の所管部署

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H516 債務者照会リスト」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 55kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(紫)、裏1色(紫)
サ イ ズ	1折1面付 縦 11 インチ × 横 15 インチ (1面あたり 縦 11 インチ × 横 15 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	184,000折(92箱)
納 期	令和7年7月3日 46,000折(23箱) 令和7年9月30日 46,000折(23箱) 令和7年12月25日 46,000折(23箱) 令和8年3月31日 46,000折(23箱)
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H516-●●●●●」と印刷する。 ※●●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月30日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 5 1 6 債務者照会リスト

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 1本 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

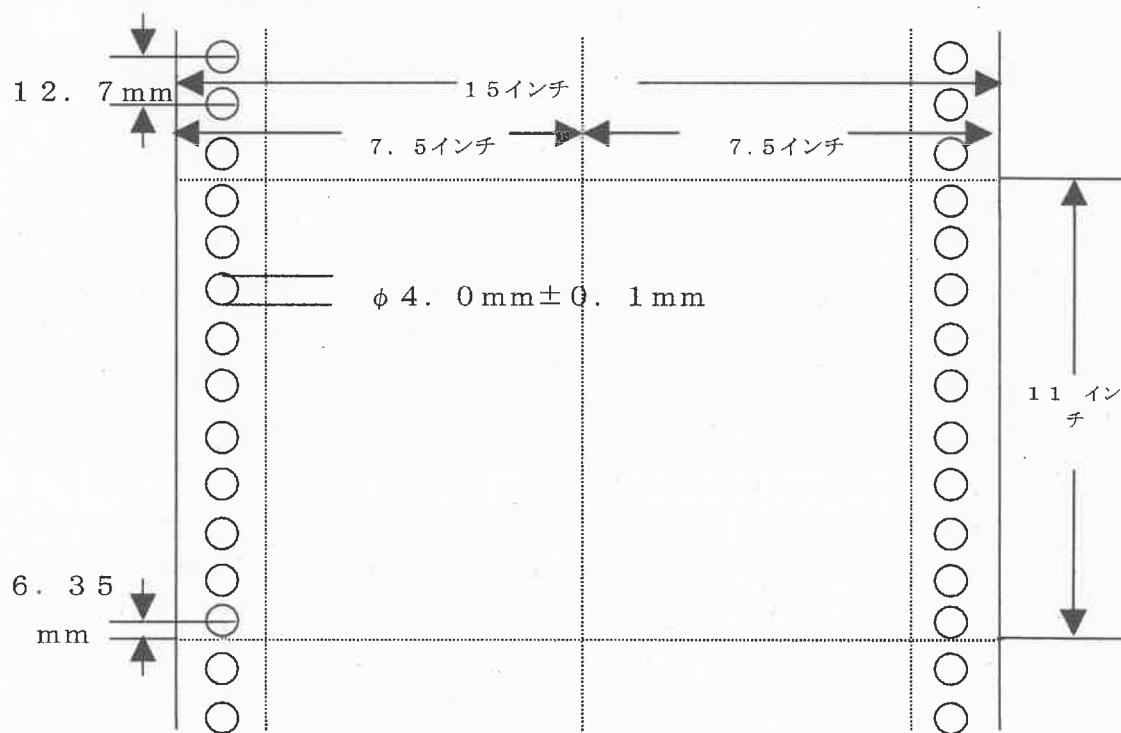
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折22穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

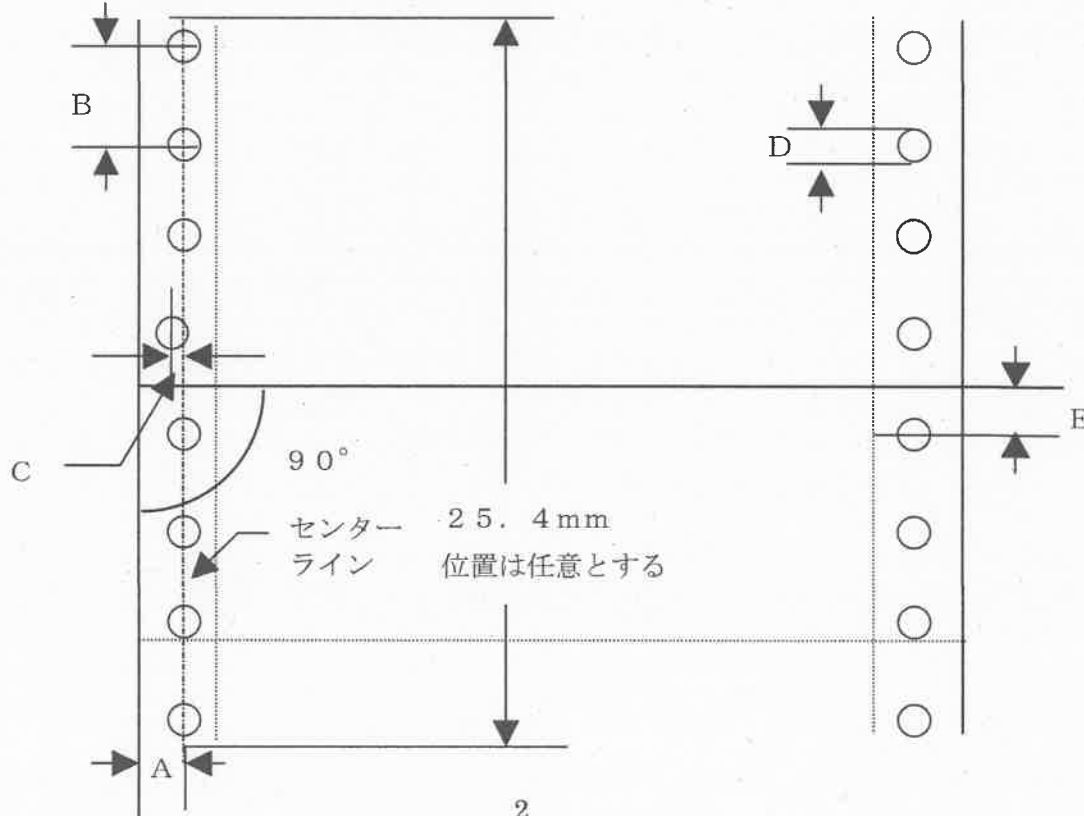
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。





※ IP1C画面印刷
※ 53025と53026とでリンク形式
※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

年 中 央 発 第 1 号
令 和 年 月 日

長宛の戸籍謄本等の交付依頼について (伺)

国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づく戸籍謄本等の請求について

基礎年金
国民年金
厚生年金

年金・保険給付費の遺族年金に係る債務者等の調査・確認に下記の者の戸籍謄本・戸籍の附票(写)を交付請求してよろしいかどうか伺います。

・改製原戸籍(平成6年前/昭和32年前)
・世帯全員の住民票(写)又は世帯全員の住民票の附票(写)

※個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをお願いします。

記

1 氏 名
2 生 年 月 日
3 住 所
4 本 籍
5 死 亡 年 月 日
6 基礎年金番号
7 当該事務の種類
8 請求事由
9 現に請求の任に当たっている者

受給権者住所 千

死亡年月日 年 月 日

基礎年金番号

年金給付に係る債権(遺族年金)の調査

戸籍謄本等により上記の者の親族の確認を行うため
戸籍謄本等(写)・住民票(写)等により上記の者の本籍地及び世帯員との生計同一の確認を行うため

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ長 藤木 直子

※住民票については、世帯主、経路及び本籍が確認できるもの、また、本籍が未記入であっても、本籍が貴市区町村にある場合に限る、戸籍に限り、交付をお願いいたします。

【照会先】
〒168-8730 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ 整理番号

53025win_初校.ai 2022/05/23 14:54 改版

令和 年 月 日

様 日本年金機構
中央年金センター

基礎年金
国民年金
厚生年金

年金 給付費に係る照会について

年金を受けておられました
亡くなられた後にお支払い(返金)した年金があり、ご返納いただける方を調査しております。
年金を受ける権利は受給権者の方だけのものとなっております。亡くなられた後にお支払いした年金は、そのお支払いが生前月分のものであって、原則として国(厚生労働省)にお返しただいております。

つきましては、大変お手数ではございますが、「回答票の記入方法等について(必ずお読みください)」をご覧のうえ、別紙の「回答票」をご返送いただきますようお願い申し上げます。
なお、この照会は、亡くなられた方の死亡の届出をされた方、若しくは亡くなられた方のご親族の方等にお送りさせていただいております。また、この文書をもってご返納をお願いするものではなく、別紙の「回答票」のなかで、ご返納いただけるとご回答いただいた方へは、後日改めて振込用紙(納入告知書)をお送りさせていただきます。

・亡くなられた方の預貯金口座に入金された年金については、厚生労働省や日本年金機構において引き出すことはできません。したがって、相続人の方、預金通帳等を管理していた方、又は年金を振込んだ預金口座から金銭を引き出された方に、亡くなられた後にお支払いした年金をお返しいただいております。
・なお、亡くなられた後も年金をお支払いしましたのは、年金の支払い手続きを行う前(支払日の約1カ月前)までに、亡くなられた事実を把握することができなかった等のためで、お手続きにはお手数をかけし誠に申し訳ございませんが、何卒ご協力願いますようお願い申し上げます。
※関係条文 国民年金法 第18条 第19条 第20条 第29条 第35条 第40条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条 第159条 第160条 第161条 第162条 第163条 第164条 第165条 第166条 第167条 第168条 第169条 第170条 第171条 第172条 第173条 第174条 第175条 第176条 第177条 第178条 第179条 第180条 第181条 第182条 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第190条 第191条 第192条 第193条 第194条 第195条 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条 第201条 第202条 第203条 第204条 第205条 第206条 第207条 第208条 第209条 第210条 第211条 第212条 第213条 第214条 第215条 第216条 第217条 第218条 第219条 第220条 第221条 第222条 第223条 第224条 第225条 第226条 第227条 第228条 第229条 第230条 第231条 第232条 第233条 第234条 第235条 第236条 第237条 第238条 第239条 第240条 第241条 第242条 第243条 第244条 第245条 第246条 第247条 第248条 第249条 第250条 第251条 第252条 第253条 第254条 第255条 第256条 第257条 第258条 第259条 第260条 第261条 第262条 第263条 第264条 第265条 第266条 第267条 第268条 第269条 第270条 第271条 第272条 第273条 第274条 第275条 第276条 第277条 第278条 第279条 第280条 第281条 第282条 第283条 第284条 第285条 第286条 第287条 第288条 第289条 第290条 第291条 第292条 第293条 第294条 第295条 第296条 第297条 第298条 第299条 第300条 第301条 第302条 第303条 第304条 第305条 第306条 第307条 第308条 第309条 第310条 第311条 第312条 第313条 第314条 第315条 第316条 第317条 第318条 第319条 第320条 第321条 第322条 第323条 第324条 第325条 第326条 第327条 第328条 第329条 第330条 第331条 第332条 第333条 第334条 第335条 第336条 第337条 第338条 第339条 第340条 第341条 第342条 第343条 第344条 第345条 第346条 第347条 第348条 第349条 第350条 第351条 第352条 第353条 第354条 第355条 第356条 第357条 第358条 第359条 第360条 第361条 第362条 第363条 第364条 第365条 第366条 第367条 第368条 第369条 第370条 第371条 第372条 第373条 第374条 第375条 第376条 第377条 第378条 第379条 第380条 第381条 第382条 第383条 第384条 第385条 第386条 第387条 第388条 第389条 第390条 第391条 第392条 第393条 第394条 第395条 第396条 第397条 第398条 第399条 第400条 第401条 第402条 第403条 第404条 第405条 第406条 第407条 第408条 第409条 第410条 第411条 第412条 第413条 第414条 第415条 第416条 第417条 第418条 第419条 第420条 第421条 第422条 第423条 第424条 第425条 第426条 第427条 第428条 第429条 第430条 第431条 第432条 第433条 第434条 第435条 第436条 第437条 第438条 第439条 第440条 第441条 第442条 第443条 第444条 第445条 第446条 第447条 第448条 第449条 第450条 第451条 第452条 第453条 第454条 第455条 第456条 第457条 第458条 第459条 第460条 第461条 第462条 第463条 第464条 第465条 第466条 第467条 第468条 第469条 第470条 第471条 第472条 第473条 第474条 第475条 第476条 第477条 第478条 第479条 第480条 第481条 第482条 第483条 第484条 第485条 第486条 第487条 第488条 第489条 第490条 第491条 第492条 第493条 第494条 第495条 第496条 第497条 第498条 第499条 第500条 第501条 第502条 第503条 第504条 第505条 第506条 第507条 第508条 第509条 第510条 第511条 第512条 第513条 第514条 第515条 第516条 第517条 第518条 第519条 第520条 第521条 第522条 第523条 第524条 第525条 第526条 第527条 第528条 第529条 第530条 第531条 第532条 第533条 第534条 第535条 第536条 第537条 第538条 第539条 第540条 第541条 第542条 第543条 第544条 第545条 第546条 第547条 第548条 第549条 第550条 第551条 第552条 第553条 第554条 第555条 第556条 第557条 第558条 第559条 第560条 第561条 第562条 第563条 第564条 第565条 第566条 第567条 第568条 第569条 第570条 第571条 第572条 第573条 第574条 第575条 第576条 第577条 第578条 第579条 第580条 第581条 第582条 第583条 第584条 第585条 第586条 第587条 第588条 第589条 第590条 第591条 第592条 第593条 第594条 第595条 第596条 第597条 第598条 第599条 第600条 第601条 第602条 第603条 第604条 第605条 第606条 第607条 第608条 第609条 第610条 第611条 第612条 第613条 第614条 第615条 第616条 第617条 第618条 第619条 第620条 第621条 第622条 第623条 第624条 第625条 第626条 第627条 第628条 第629条 第630条 第631条 第632条 第633条 第634条 第635条 第636条 第637条 第638条 第639条 第640条 第641条 第642条 第643条 第644条 第645条 第646条 第647条 第648条 第649条 第650条 第651条 第652条 第653条 第654条 第655条 第656条 第657条 第658条 第659条 第660条 第661条 第662条 第663条 第664条 第665条 第666条 第667条 第668条 第669条 第670条 第671条 第672条 第673条 第674条 第675条 第676条 第677条 第678条 第679条 第680条 第681条 第682条 第683条 第684条 第685条 第686条 第687条 第688条 第689条 第690条 第691条 第692条 第693条 第694条 第695条 第696条 第697条 第698条 第699条 第700条 第701条 第702条 第703条 第704条 第705条 第706条 第707条 第708条 第709条 第710条 第711条 第712条 第713条 第714条 第715条 第716条 第717条 第718条 第719条 第720条 第721条 第722条 第723条 第724条 第725条 第726条 第727条 第728条 第729条 第730条 第731条 第732条 第733条 第734条 第735条 第736条 第737条 第738条 第739条 第740条 第741条 第742条 第743条 第744条 第745条 第746条 第747条 第748条 第749条 第750条 第751条 第752条 第753条 第754条 第755条 第756条 第757条 第758条 第759条 第760条 第761条 第762条 第763条 第764条 第765条 第766条 第767条 第768条 第769条 第770条 第771条 第772条 第773条 第774条 第775条 第776条 第777条 第778条 第779条 第780条 第781条 第782条 第783条 第784条 第785条 第786条 第787条 第788条 第789条 第790条 第791条 第792条 第793条 第794条 第795条 第796条 第797条 第798条 第799条 第800条 第801条 第802条 第803条 第804条 第805条 第806条 第807条 第808条 第809条 第810条 第811条 第812条 第813条 第814条 第815条 第816条 第817条 第818条 第819条 第820条 第821条 第822条 第823条 第824条 第825条 第826条 第827条 第828条 第829条 第830条 第831条 第832条 第833条 第834条 第835条 第836条 第837条 第838条 第839条 第840条 第841条 第842条 第843条 第844条 第845条 第846条 第847条 第848条 第849条 第850条 第851条 第852条 第853条 第854条 第855条 第856条 第857条 第858条 第859条 第860条 第861条 第862条 第863条 第864条 第865条 第866条 第867条 第868条 第869条 第870条 第871条 第872条 第873条 第874条 第875条 第876条 第877条 第878条 第879条 第880条 第881条 第882条 第883条 第884条 第885条 第886条 第887条 第888条 第889条 第890条 第891条 第892条 第893条 第894条 第895条 第896条 第897条 第898条 第899条 第900条 第901条 第902条 第903条 第904条 第905条 第906条 第907条 第908条 第909条 第910条 第911条 第912条 第913条 第914条 第915条 第916条 第917条 第918条 第919条 第920条 第921条 第922条 第923条 第924条 第925条 第926条 第927条 第928条 第929条 第930条 第931条 第932条 第933条 第934条 第935条 第936条 第937条 第938条 第939条 第940条 第941条 第942条 第943条 第944条 第945条 第946条 第947条 第948条 第949条 第950条 第951条 第952条 第953条 第954条 第955条 第956条 第957条 第958条 第959条 第960条 第961条 第962条 第963条 第964条 第965条 第966条 第967条 第968条 第969条 第970条 第971条 第972条 第973条 第974条 第975条 第976条 第977条 第978条 第979条 第980条 第981条 第982条 第983条 第984条 第985条 第986条 第987条 第988条 第989条 第990条 第991条 第992条 第993条 第994条 第995条 第996条 第997条 第998条 第999条 第1000条 第1001条 第1002条 第1003条 第1004条 第1005条 第1006条 第1007条 第1008条 第1009条 第1010条 第1011条 第1012条 第1013条 第1014条 第1015条 第1016条 第1017条 第1018条 第1019条 第1020条 第1021条 第1022条 第1023条 第1024条 第1025条 第1026条 第1027条 第1028条 第1029条 第1030条 第1031条 第1032条 第1033条 第1034条 第1035条 第1036条 第1037条 第1038条 第1039条 第1040条 第1041条 第1042条 第1043条 第1044条 第1045条 第1046条 第1047条 第1048条 第1049条 第1050条 第1051条 第1052条 第1053条 第1054条 第1055条 第1056条 第1057条 第1058条 第1059条 第1060条 第1061条 第1062条 第1063条 第1064条 第1065条 第1066条 第1067条 第1068条 第1069条 第1070条 第1071条 第1072条 第1073条 第1074条 第1075条 第1076条 第1077条 第1078条 第1079条 第1080条 第1081条 第1082条 第1083条 第1084条 第1085条 第1086条 第1087条 第1088条 第1089条 第1090条 第1091条 第1092条 第1093条 第1094条 第1095条 第1096条 第1097条 第1098条 第1099条 第1100条 第1101条 第1102条 第1103条 第1104条 第1105条 第1106条 第1107条 第1108条 第1109条 第1110条 第1111条 第1112条 第1113条 第1114条 第1115条 第1116条 第1117条 第1118条 第1119条 第1120条 第1121条 第1122条 第1123条 第1124条 第1125条 第1126条 第1127条 第1128条 第1129条 第1130条 第1131条 第1132条 第1133条 第1134条 第1135条 第1136条 第1137条 第1138条 第1139条 第1140条 第1141条 第1142条 第1143条 第1144条 第1145条 第1146条 第1147条 第1148条 第1149条 第1150条 第1151条 第1152条 第1153条 第1154条 第1155条 第1156条 第1157条 第1158条 第1159条 第1160条 第1161条 第1162条 第1163条 第1164条 第1165条 第1166条 第1167条 第1168条 第1169条 第1170条 第1171条 第1172条 第1173条 第1174条 第1175条 第1176条 第1177条 第1178条 第1179条 第1180条 第1181条 第1182条 第1183条 第1184条 第1185条 第1186条 第1187条 第1188条 第1189条 第1190条 第1191条 第1192条 第1193条 第1194条 第1195条 第1196条 第1197条 第1198条 第1199条 第1200条 第1201条 第1202条 第1203条 第1204条 第1205条 第1206条 第1207条 第1208条 第1209条 第1210条 第1211条 第1212条 第1213条 第1214条 第1215条 第1216条 第1217条 第1218条 第1219条 第1220条 第1221条 第1222条 第1223条 第1224条 第1225条 第1226条 第1227条 第1228条 第1229条 第1230条 第1231条 第1232条 第1233条 第1234条 第1235条 第1236条 第1237条 第1238条 第1239条 第1240条 第1241条 第1242条 第1243条 第1244条 第1245条 第1246条 第1247条 第1248条 第1249条 第1250条 第1251条 第1252条 第1253条 第1254条 第1255条 第1256条 第1257条 第1258条 第1259条 第1260条 第1261条 第1262条 第1263条 第1264条 第1265条 第1266条 第1267条 第1268条 第1269条 第1270条 第1271条 第1272条 第1273条 第1274条 第1275条 第1276条 第1277条 第1278条 第1279条 第1280条 第1281条 第1282条 第1283条 第1284条 第1285条 第1286条 第1287条 第1288条 第1289条 第1290条 第1291条 第1292条 第1293条 第1294条 第1295条 第1296条 第1297条 第1298条 第1299条 第1300条 第1301条 第1302条 第1303条 第1304条 第1305条 第1306条 第1307条 第1308条 第1309条 第1310条 第1311条 第1312条 第1313条 第1314条 第1315条 第1316条 第1317条 第1318条 第1319条 第1320条 第1321条 第1322条 第1323条 第1324条 第1325条 第1326条 第1327条 第1328条 第1329条 第1330条 第1331条 第1332条 第1333条 第1334条 第1335条 第1336条 第1337条 第1338条 第1339条 第1340条 第1341条 第1342条 第1343条 第1344条 第1345条 第1346条 第1347条 第1348条 第1349条 第1350条 第1351条 第1352条 第1353条 第1354条 第1355条 第1356条 第1357条 第1358条 第1359条 第1360条 第1361条 第1362条 第1363条 第1364条 第1365条 第1366条 第1367条 第1368条 第1369条 第1370条 第1371条 第1372条 第1373条 第1374条 第1375条 第1376条 第1377条 第1378条 第1379条 第1380条 第1381条 第1382条 第1383条 第1384条 第1385条 第1386条 第1387条 第1388条 第1389条 第1390条 第1391条 第1392条 第1393条 第1394条 第1395条 第1396条 第1397条 第1398条 第1399条 第1400条 第1401条 第1402条 第1403条 第1404条 第1405条 第1406条 第1407条 第1408条 第1409条 第1410条 第1411条 第1412条 第1413条 第1414条 第1415条 第1416条 第1417条 第1418条 第1419条 第1420条 第1421条 第1422条 第1423条 第1424条 第1425条 第1426条 第1427条 第1428条 第1429条 第1430条 第1431条 第1432条 第1433条 第1434条 第1435条 第1436条 第1437条 第1438条 第1439条 第1440条 第1441条 第1442条 第1443条 第1444条 第1445条 第1446条 第1447条 第1448条 第1449条 第1450条 第1451条 第1452条 第1453条 第1454条 第1455条 第1456条 第1457条 第1458条 第1459条 第1460条 第1461条 第1462条 第1463条 第1464条 第1465条 第1466条 第1467条 第1468条 第1469条 第1470条 第1471条 第1472条 第1473条 第1474条 第1475条 第1476条 第1477条 第1478条 第1479条 第1480条 第1481条 第1482条 第1483条 第1484条 第1485条 第1486条 第1487条 第1488条 第1489条 第1490条 第1491条 第1492条 第1493条 第1494条 第1495条 第1496条 第1497条 第1498条 第1499条 第1500条 第1501条 第1502条 第1503条 第1504条 第1505条 第1506条 第1507条 第1508条 第1509条 第1510条 第1511条 第1512条 第1513条 第1514条 第1515条 第1516条 第1517条 第1518条 第1519条 第1520条 第1521条 第1522条 第1523条 第1524条 第1525条 第1526条 第1527条 第1528条 第1529条 第1530条 第1531条 第1532条 第1533条 第1534条 第1535条 第1536条 第1537条 第1538条 第1539条 第1540条 第1541条 第1542条 第1543条 第1544条 第1545条 第1546条 第1547条 第1548条 第1549条 第1550条 第1551条 第1552条 第1553条 第1554条 第1555条 第1556条 第1557条 第1558条 第1559条 第1560条 第1561条 第1562条 第1563条 第1564条 第1565条 第1566条 第1567条 第1568条 第1569条 第1570条 第1571条 第1572条 第1573条 第1574条 第1575条 第1576条 第1577条 第1578条 第1579条 第1580条 第1581条 第1582条 第1583条 第1584条 第1585条 第1586条 第1587条 第1588条 第1589条 第1590条 第1591条 第1592条 第1593条 第1594条 第1595条 第1596条 第1597条 第1598条 第1599条 第1600条 第1601条 第1602条 第1603条 第1604条 第1605条 第1606条 第1607条 第1608条 第1609条 第1610条 第1611条 第1612条 第1613条 第1614条 第1615条 第1616条 第1617条 第1618条 第1619条 第1620条 第1621条 第1622条 第1623条 第1624条 第1625条 第1626条 第1627条 第1628条 第1629条 第1630条 第1631条 第1632条 第1633条 第1634条 第1635条 第1636条 第1637条 第1638条 第1639条 第1640条 第1641条 第1642条 第1643条 第1644条 第1645条 第1646条 第1647条 第1648条 第1649条 第1650条 第1651条 第1652条 第1653条 第1654条 第1655条 第1656条 第1657条 第1658条 第1659条 第1660条 第1661条 第1662条 第1663条 第1664条 第1665条 第1666条 第1667条 第1668条 第1669条 第1670条 第1671条 第1672条 第1673条 第1674条 第1675条 第1676条 第1677条 第1678条 第1679条 第1680条 第1681条 第1682条 第1683条 第1684条 第1685条 第1686条 第1687条 第1688条 第1689条 第1690条 第1691条 第1692条 第1693条 第1694条 第1695条 第1696条 第1697条 第1698条 第1699条 第1700条 第1701条 第1702条 第1703条 第17

回答票の記入方法等について（必ずお読みください）

A ご回答手順

- 手順1 お客様がご返納いただける場合は、おもて面の1に○をしてください。
それ以外の場合は、2または3をご記入ください。（下記Bをご参照ください。）
- 手順2 おもて面の下段の回答者欄をご記入ください。
- 手順3 うら面への記入にご協力ください。

B 回答票について（1～3の該当する番号を○印で囲み、次のとおりにご記入ください）

- 1 「私が返納します」の欄について
この欄は、お客様がご返納いただける場合に、1に○をしてください。
後日、回答者様あてに振込用紙（納入告知状）を送付させていただきます。
- 2 「次の方に照会してください」の欄について
この欄は、お客様ご自身はご返納できないが、ご返納していただける方や相続人の方、遺言執行人・受遺者・相続財産管理人の方、受給権者の財産の管理状況をご存知の方、預金通帳等を管理していた方等をご存知の場合にご記入ください。あらためてその方にご照会させていただきます。
（お客様よりそれらの方々にこの照会を回送され、その方よりご回答いただいても結構です。）
- 3 「その他」の欄について
この欄は、相続人を委任中のため等、上記1及び2で回答できない状況にある場合に、その旨をご記入ください。（記入欄が足りない場合は別紙をつけていただいても結構です。）
また、未支給年金を請求する（している）場合は、その旨をご記入ください。
回答者欄は、ご回答いただいた方の氏名・住所等をご記入ください。

C 未支給年金請求について（ご返納額がなくなる又は少なくなる場合があります）

ご返納の対象は、死亡日の翌日以後にお支払いした金額（「死亡後の支払」欄の金額）となります。
しかし、未支給年金を請求したくと生前月分に相当する年金（未支給年金）がその方に支払われたものとみなされ、その結果ご返納額がなくなる又は少なくなる場合があります。

平成28年3月31日以前に亡くなった受給権者に、生計同一の配偶者や二親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹）がいる場合、未支給年金を請求いただくことができます。

平成28年4月1日以後に亡くなった受給権者に、生計同一の配偶者や二親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹）、三親等以内の血族（甥、姪、おじ、おば、子の配偶者など）がいる場合、未支給年金を請求いただくことができます。

※未支給年金の請求については、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターの相談窓口、ねんきんダイヤル（電話番号 0570-05-1165）へお問い合わせ願います。なお、死亡年月日より、未支給年金を請求できる遺族の範囲が違いため、注意願います。

D ご参考（年金の支払月（お振込月等）とその対応月について）

毎年の年金の支払は、原則、偶数月の6回に分けて、それぞれ年金支払月の前2カ月分をお支払いしています。例えば4月にお支払いする分は2月と3月の2カ月分になります。
なお、支払日は、原則として支払月の15日となっています。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H517 債務者照会リスト」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 55kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表2色(紫・赤)、裏1色(紫)
サ イ ズ	1折1面付 縦 11 インチ × 横 15 インチ (1面あたり 縦 11 インチ × 横 15 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	184,000折(92箱)
納 期	令和7年7月3日 46,000折(23箱) 令和7年9月30日 46,000折(23箱) 令和7年12月25日 46,000折(23箱) 令和8年3月31日 46,000折(23箱)
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H517-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月30日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 5 1 7 債務者照会リスト

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 1本 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

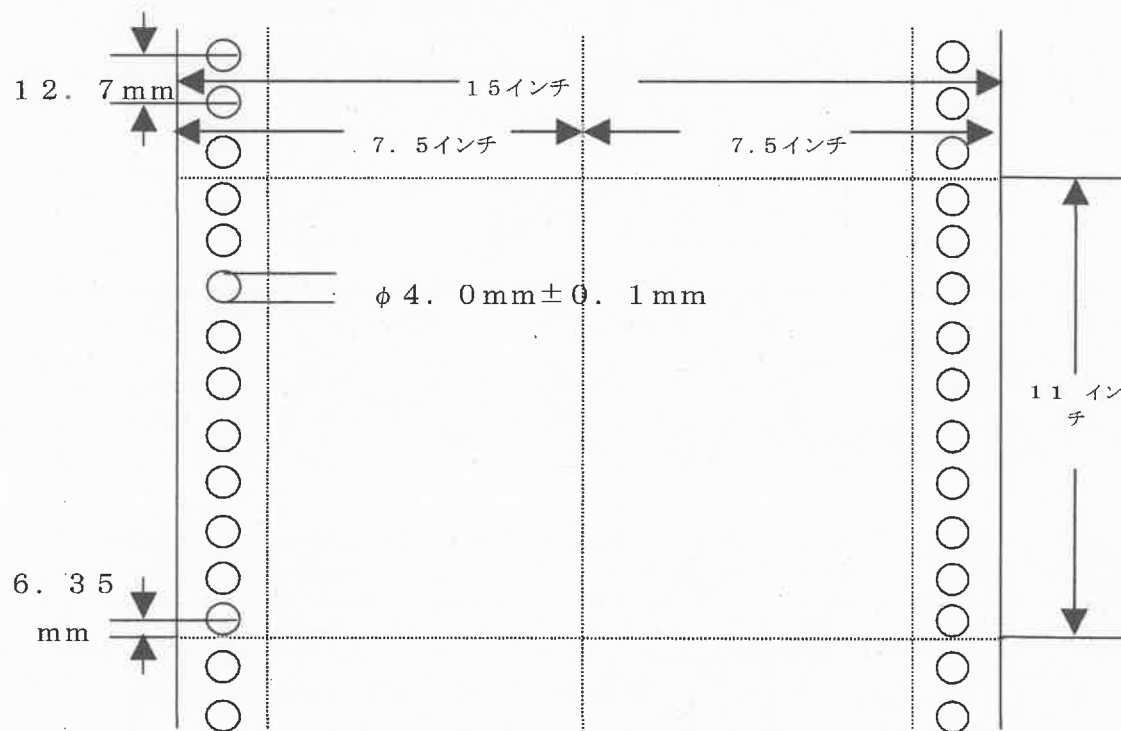
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折22穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

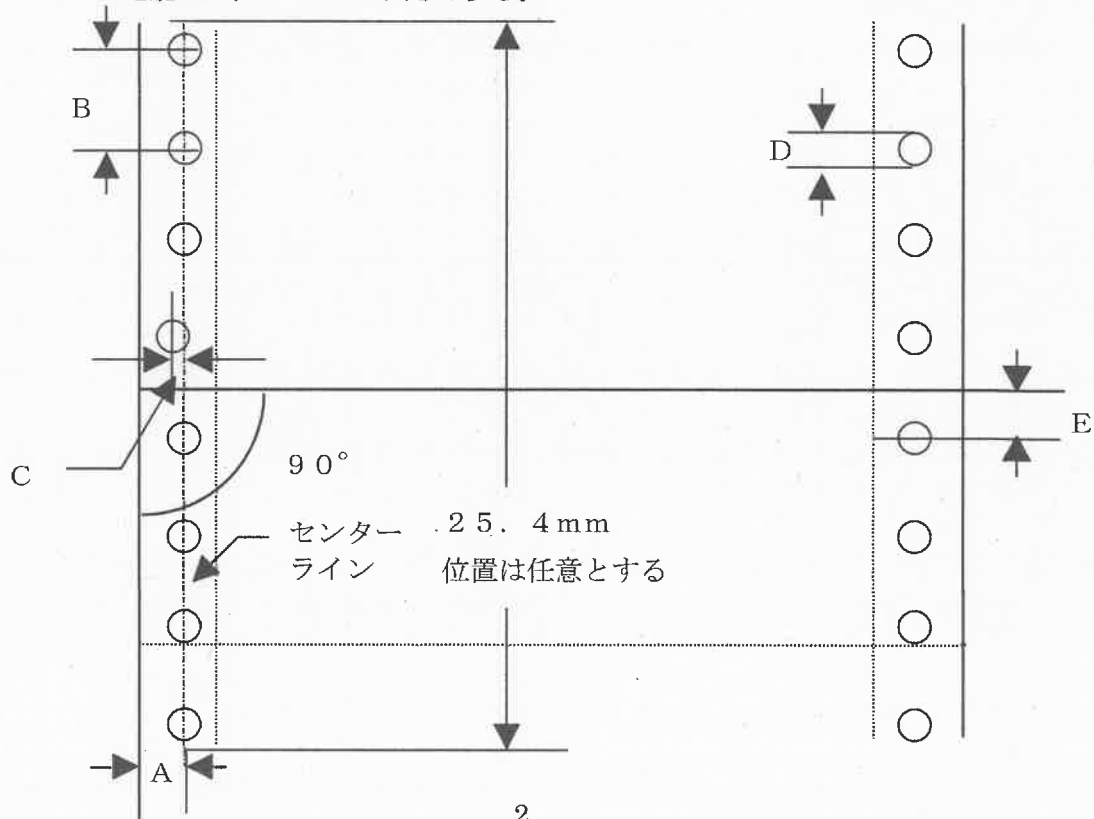
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



※ 1P、2C/1C両面印刷
※ 53026と53028とでリソ形式
※ 青色印刷はミシン表示です。点線は印刷されません。

基礎年金番号	15-29-*
氏名	山田 太郎

中央発第1号
令和 年 月 日

長 様



日本年金機構 中央年金センター

国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づく戸籍簿本等の請求について

基礎年金 国民年金 厚生年金
戸籍簿の謄本・戸籍の附票(写)
改製原戸籍(平成6年前/昭和32年前)
世帯主の住民票(写)又は世帯主の住民票の謄本(写)
※ 個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを願います。

が必要であるため、交付願います。

記

1 氏 名	
2 生 年 月 日	
3 住 所	
4 本 籍	
5 死 亡 年 月 日	
6 基礎年金番号・年金コード	
7 当該事務の種類	
8 請求事由(戸籍簿の謄本・住民票(写)等により上記の者の本籍地及び世帯員との生計同一の確認を行うため)	
9 現に請求の任に当たっている者	

受給権者住所 〒

受給権者氏名

死亡年月日 年 月 日

記

基礎年金番号・年金コード

国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づく戸籍簿本等の請求について

【照会先】

〒168-8720 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ 整理番号

令和 年 月 日

日本年金機構 中央年金センター

基礎年金 国民年金 厚生年金
日本年金機構 中央年金センター

給付費に係る照会について

年金を受けておられました。亡くなられた後にお支払い(送金)した年金があり、ご返納いただけた方をお調べしております。年金を受ける権利は受給権者の方だけのものとなっており、亡くなられた後にお支払いした年金は、そのお支払いがご生前月分のものであっても、原則として国(厚生労働省)にお返しただいております。

つきましては、大変お手数ではございますが、回答票の記入方法等について(必ずお読みください)をご覧のうえ、別紙の「回答票」をご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、この照会には、亡くなられた方の死亡の届出をされた方、若しくは亡くなられた方のご親族の方等にお送りさせていただきますが、別紙の回答票のなかで、ご返納いただけるご回答いただいた方へは、後日改めて振込用紙(納入告知書)をお送りさせていただきます。

・亡くなられた方の預貯金口座に入金された年金については、厚生労働省や日本年金機構において引き出すことはできません。したがって、相続人の方、年金通帳等を管理していただいた方、又は年金を繰込んだ預金口座から金銭を引き出された方に、亡くなられた後にお支払いした年金をお返しいただいております。・なお、亡くなられた後も年金をお支払いしなかったのは、年金の支払い手続きを行う前(支払日の約1カ月前)までに、亡くなられた事実を把握することができなかった等のためで、お葬儀にはお手をかけし誠に申し訳ございませんが、何卒ご協力願いますようお願い申し上げます。・関係法令 国民年金法 第19条 第24条 第29条 第35条 第40条 等 厚生年金保険法 第38条 第39条 第41条 第45条 第53条 第55条 等 民法 第703条 等

受給権者住所 〒

死亡年月日 年 月 日

受給権者氏名

死亡後の支払	支払年月日	支払済金額(円)	金融機関又は郵便局
合計			
整理番号	お問い合わせ先		

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ 21061018040

お問い合わせ先	〒168-8720 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
お問い合わせ先	日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ
お問い合わせ先	お問い合わせ先

回答票の記入方法等について（必ずお読みください）

A ご回答手順

- 手順1 お客様がご返納いただける場合は、おもて面の1に○をしてください。
それ以外の場合は、2または3をご記入ください。（下記Bをご参照ください。）
- 手順2 おもて面の下段の回答者欄をご記入ください。
- 手順3 うら面への記入にご協力ください。

B 回答票について（1～3の該当する番号を○印で囲み、次のとおりにご記入ください）

- 1 「私が返納します」の欄について
この欄は、お客様がご返納いただける場合に、1に○をしてください。
後日、回答者様あてに振込用紙（納付告知状）を送付させていただきます。
- 2 「次の方に照会してください」の欄について
この欄は、お客様ご自身はご返納できないが、ご返納していただけた方や相談人の方、遺言執行人・受遺者・相続財産管理人の方、受給権者の財産の管理状況をご存知の方、預金通帳等を管理していただく方等をご存知の場合にご記入ください。あらためてその方にご照会させていただきます。
（お客様よりそれらの方々にこの照会を回され、その方よりご回答いただいても結構です。）
- 3 「その他」の欄について
この欄は、相談人を遺言中のため等、上記1及び2で回答できない状況にある場合に、その旨をご記入ください。（記入欄が足りない場合は別紙をつけていただいても結構です。）
また、未支給年金を請求する（している）場合は、その旨をご記入ください。
回答者欄は、ご回答いただいた方の氏名・住所等をご記入ください。

C 未支給年金請求について（ご返納額がなく又は少なくなる場合があります）

ご返納の対象は、死亡日の翌日以降にお支払いした金額（「死亡後の支払」欄の金額）となります。
しかし、未支給年金を請求した日と生前月分に相当する年金（未支給年金）がその方に支払われたものとみなされ、その結果ご返納額がなく又は少なくなる場合があります。

平成28年3月31日以前に亡くなられた受給権者に、生計同一の配偶者や二親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹）がいる場合は、未支給年金を請求いただくことができます。

平成28年4月1日以降に亡くなられた受給権者に、生計同一の配偶者や二親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹）、三親等以内の親族（舅、姪、おじ、おば、子の配偶者など）がいる場合は、未支給年金を請求いただくことができます。

※未支給年金の請求については、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターの相談窓口、ねんきんダイヤル（電話番号 0570-05-1165）へお問い合わせ願います。なお、死亡年月日より、未支給年金を請求できる遺族の範囲が違うため、注意願います。

D ご参考（年金の支払月（お振込月等）とその対象月について）

毎年の年金の支払は、原則、偶数月の6回に分けて、それぞれ年金支払月の前2カ月分をお支払いしています。例えば4月にお支払いする分は2月と3月の2カ月分になります。

なお、支払日は、原則として支払月の15日となっています。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H518 債務者照会リスト」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 55kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(紫)、裏1色(紫)
サ イ ズ	1折1面付 縦 11 インチ × 横 15 インチ (1面あたり 縦 11 インチ × 横 15 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	184,000折(92箱)
納 期	令和7年7月3日 46,000折(23箱) 令和7年9月30日 46,000折(23箱) 令和7年12月25日 46,000折(23箱) 令和8年3月31日 46,000折(23箱)
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H518-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月30日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 5 1 8 債務者照会リスト

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 1本 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

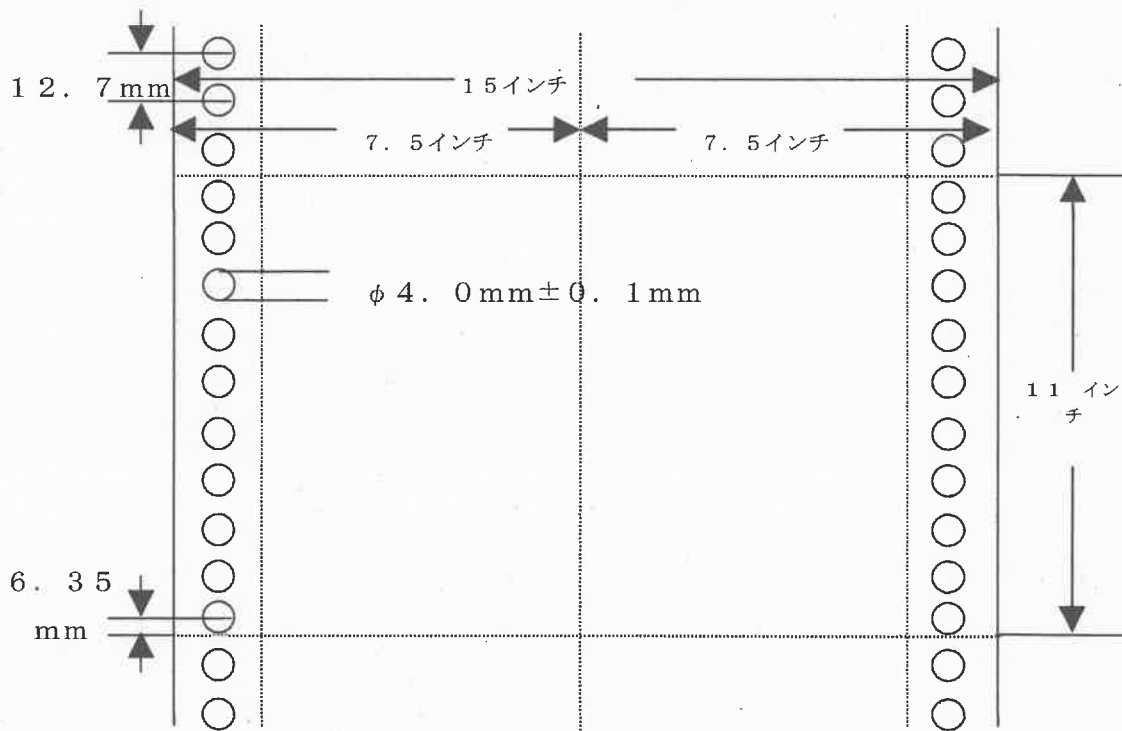
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折22穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

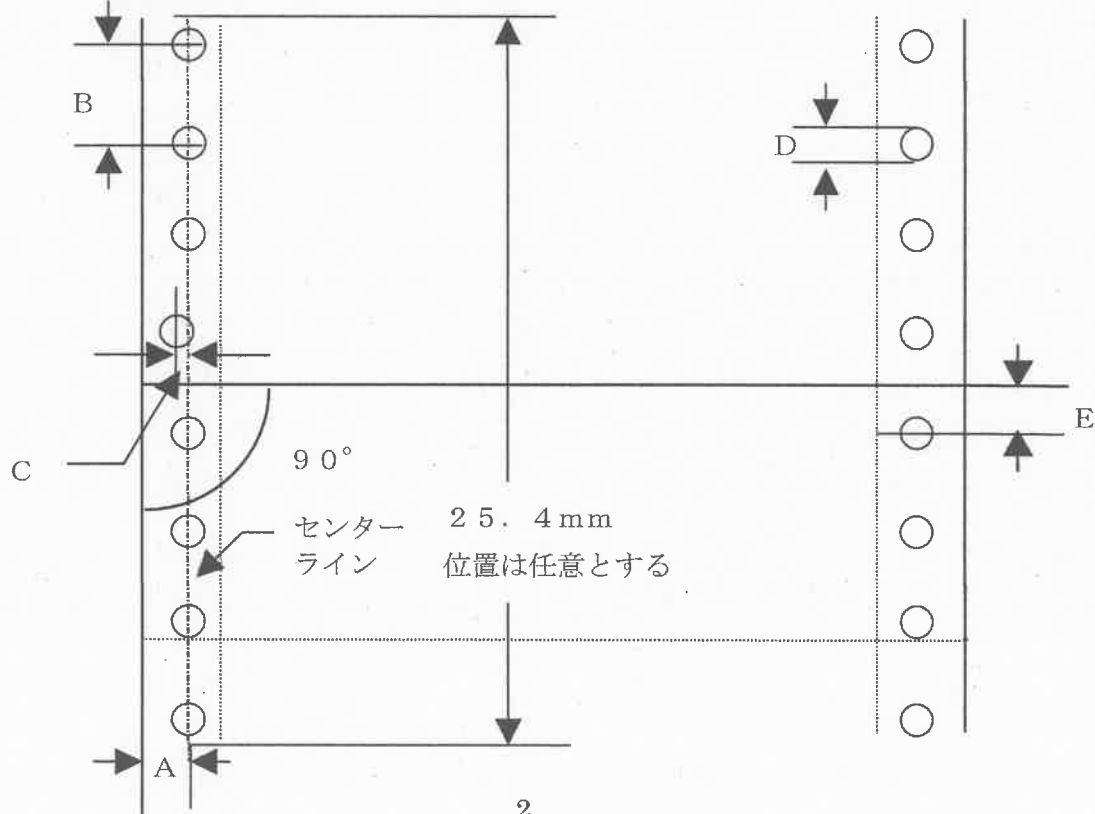
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別 紙 (回答票うら面)

回答票のおもて面と併せて、以下への記入にご協力ください

お亡くなりになった受給権者に、生計同一の配偶者や二親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹）、三親等以内の親族（甥、姪、おじ、おば、子の配偶者など）がいて、未支給年金を請求する（している）場合は、この面の記入は不要です。

●亡くなった受給権者の、ご親族（相続人になれる方）の状況について、該当する項目に○をご記入ください。
（□は該当にチェックをしてください。）

①配偶者（夫・妻）について

a. 生存している

b. いなし（☐ 未婚 ☐ 死別または離別）

c. わからない

②子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹等の相続人について

a. いずれか一人でも生存している
その方と亡くなった受給権者との身分関係（注）（☐）

b. いずれもいない

c. わからない

（注）例：孫の場合、「長男の次女」というように受給権者との関係がわかるようにご記入ください。

●上記①及び②で、生存されている方がいる場合は、代表でどなたかお一人を、以下の欄にご存知の範囲でご記入ください。情報提供いただきました下記の方へ、ご照会等することは原則としてございませんが、万一照会をするような場合に、お客様からお聞きしたことを伝えていいかについてもご指定ください。
なお、その方の戸籍謄本等をお持ちの場合はそれらの写真も一緒に送りいただければ幸いです。

ご親族氏名	フリガナ	受給権者との 身分関係（注）
ご親族住所	フリガナ	
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
ご照会に際し、お客様からお聞きしたことを、	☐ 伝えてもよい	☐ 伝えないでほしい

（注）例：孫の場合、「長男の次女」というように受給権者との関係がわかるようにご記入ください。

請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 帳票「H516 債務者照会リスト」外 2 点 計 552,000 折

契約金額 円（うち消費税等額 円）

[支払内訳]

第 1 回納品分 円（うち消費税等額 円）

第 2 回納品分 円（うち消費税等額 円）

第 3 回納品分 円（うち消費税等額 円）

第 4 回納品分 円（うち消費税等額 円）

契約保証金 全額免除

（総則）

第 1 条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第 2 条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第 3 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）

第 4 条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限：令和 7 年 7 月 3 日 他 3 回（仕様書等のとおり）

納品場所：仕様書等のとおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(印影等の取扱い)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋（以下「印影等」という。）を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。

2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、納品日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった成果物を引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限り、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求め

ることができるものとする。

- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細につ

いて文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

- 第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に都度請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

- 第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲が出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民

法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。
ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（履行不能等の通知）

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
 - (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された

場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

- 第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
 - 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行なったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行なったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行なったとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

- 第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

- 第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(契約不適合責任)

- 第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(知的財産権)

第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
システム運用部長 伊藤 昌史 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。